

第 14 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月8日(木) 午後3時00分～4時00分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 10人
1番 金子 節夫
2番 島田 信成
3番 中野 文子
4番 高田 洋子
5番 齊藤 澄博
6番 横山 宏
7番 松島 章倫
8番 横山 正行
9番 中村 政五郎
10番 小林 修

4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭
専門主任 齊藤 利光

5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第43号 邑楽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

第3 報告

第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長(横山)	それでは只今から、第14回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。
事務局長(金井)	只今の出席委員数は、10名で御座います。
会長(横山)	事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の

	<p>過半数が出席をしておりますので、第14回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番松島章倫委員、議席番号9番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承をお願い致します。</p> <p>議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和6年8月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「贈与」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由ですが、譲受人は「私が農地を確保したい。」、譲渡人は「病弱で管理出来ない。」とのことです。</p> <p>その他の状況につきましては議案書記載の通りです、備考欄につきましては、参考までに譲受人の経営面積です。資料につきましては1ページから3ページを参照して下さい。説明を加えますが、現状、この申請地は譲受人が管理していて、譲渡人と譲受人は夫婦の関係です、妻名義の農地を夫が管理していて形式的に夫名義に変える、贈与するといった案件です。なお、申請地につきましては、8月6日、1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適正に管理されている状態でした、以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p>

事務局(國府田)	<p>議案第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。議案第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年8月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「相続にて申請地を取得し、土地地目変更登記を行いたく調査したところ、許可を得ていない農地のままと言うことが判明しました。今後も住宅敷地と通路として利用したく申請致します。」との事です。</p> <p>転用目的は「通路及び一般住宅用地（追認）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>2番島田信成委員</p>
2番（島田）	<p>2番島田です。8月6日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字鶉新田字新田地内、案内図は資料の4ページ、付近状況図は5ページを参照してください。申請地はその他農地で、農地区分は第二種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という</p>

	<p>意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>事務局(國府田) 議案書4ページをご覧ください。議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年8月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「今回、申請地を土地分譲住宅用地として取得し、住宅用地として必要な方々に提供したく思い、申請します。」とのことです。転用目的は、「土地分譲住宅用地(売買)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては8ページから11ページを参照して下さい。</p> <p>ここで説明を加えます。通常、市街化調整区域での宅地分譲のみの農地転用については、都市計画法上の開発許可ができない関係上、農地転用も不可となる所ですが、今回、この申請地につきましては地区計画区域内で御座います、地区計画区域内である場合、都市計画法第33条の技術基準及び都市計画法第34条の地区計画の内容に適合し、適合証明ができるもので、市街化調整区域の開発行為の許可申請についての法律である都市計画法第29条の許可申請がされるものであれば、農地法側の農地転用の許可もするというもので御座います。これは農地法施行規則上にも規定されております。</p> <p>今回のこの事案については、これに該当しうる所あります。なお、適合証明についてはすでに、都市計画課より発出されておりますことを申し添えます、以上です。</p>
<p>会長(横山)</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>10番(小林)</p>	<p>10番小林修委員</p> <p>10番小林です。8月6日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の8ページ、付近状況図は9ページから11ページを参照してください。申請地はスポレク広場西側に位置し、周囲を住宅に囲まれていて農地の広がりがない状態です、地区計画区域内にあり、市街地近傍小集団農地の第二種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>員の皆様の慎重審議をよろしくお願い致します。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第43号、邑楽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題と致します。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>追加の資料としてお配り致しました、3枚で両面印刷となっております資料をご覧くださいながらお願い致します。まず資料の内容の確認ですが、変更前変更後が分かるように「見え消し」となっている状態となっております。今回、改正される部分は赤字で記載をさせて頂いております。</p> <p>この指針につきましては、改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され農業委員会として「農地利用の最適化の推進」に取り組む事が法的に義務づけられました。農業委員会において、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須の事務として、農業委員会の指針として位置付けというものであります。</p> <p>現行の指針は平成30年に今後5年間（平成35年・令和5年）の指針として定めたものでありまして、その後、令和5年に国と全国農業会議所の指示により、文言についての追加・更新が求められる事になりました。この部分につきましては、既に、皆様にお諮りした経緯が御座います。</p> <p>国及び全国農業会議所の指示により、主に文言についての追加・更新が求められた理由としまして、令和5年4月1日付けで農業経営基盤強化促進法が一部改正となりまして、それに合わせる必要性があったこと。もう一つは、令和6年度末までに策定を予定されている「地域計画」の関係で変更が必要となった事。この二つの要因によりまして、指針の方も一部合わせ込む形で文言の追加・更新をするよう、国から指示があり変更を行いました。</p> <p>なお、今回の改定は、主に数値目標的な部分は令和5年度い</p>

っぱいまでの目標となっていることから、今回新たに令和6年度から5年間の指針を設定する運びとなっております。文言の内容的な事柄は基本変えませんが、これは、先ほどお話しした様に、既に全国農業会議や国からの指示に沿った内容や事柄となっておりますので、変更は御座いません。今回、変える部分というのは、主に数値的目標についてが改正のハイライトとなります。

ここで、資料をご覧ください。先ず1ページ目で御座いますが、こちらの文言については、ほぼ変更を加えず、変える部分としては、この度指針が6年度からとなりますので、目標とする年度を11年度までにするということとなります。

続きまして、2ページ目をお開き下さい。主に数値目標的な部分を変えるとといった事になります。横線を引いて見え消しとなっている部分が当初の指針の数値となっております。今回、赤字で示しております数値は変更する予定の数値であります。

(1)の遊休農地の解消目標といった所で、先ず、数値目標を示させて頂いております。現状の欄の令和6年度当初から中間地点である皆様の任期満了時である令和8年度、そして最終目標である令和11年度まで、耕地面積は10ヘクタールずつ減少、遊休農地は0.5ヘクタールずつ減少、そして遊休農地の割合は0.03パーセントずつ減少するとの予想をさせて頂きました。なお、割合の部分で小数点以下第3位については全て切り捨てで掲載させて頂いております。その他として、耕地面積の減少の主な要因としては、開発等を含む農地転用等を想定しております。その下の文言的な部分に関して、軽微な変更を加えさせて頂いております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。2.担い手への農地利用の集積・集約化についての(1)担い手への農地利用集積目標の所で数値目標を設定させて頂いております。現状の部分につきましては令和6年度当初における実数を掲載させて頂き、その後の目標欄につきましては、邑楽町農業委員会が目標とすべきと考えられる数値を設定させて頂いております。なお、前のページにおける表と同様に、割合においては小数点以下第3位について、全て切り捨てで掲載させて頂いております。その下の文言的な部分に関しては、昨年度既に変更を加えさせて頂いておりますので、変更は御座いません。

続きまして、4ページ目をご覧ください。3.新規参入の促進についての部分で御座いますが、新規参入自体が進んでいない現状が御座いまして、5年前に立てた目標も達成が困難な状況を勘案しまして、目標数値は前回と同様の数値を今回も向こう5年間の目標として設定させて頂きました、という所でご了承を頂きたいと考えております。その下の文言的な部分に関しては、細かく修正を加えさせて頂いておりますが、全体の趣旨に変更は御座いません。

<p>会長（横山）</p>	<p>以上が今回の指針の改正の説明となります。なお、指針を作成する意味は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地利用の最適化」を目指すための一つの指標であると共に、この指針を作成することにより農地利用最適化交付金の交付が受ける事が出来るようになり、結果的に皆様が受け取る報酬が増える事となります。以上の様な事から、今後5年間の活動方針としての指針をこの様に決定させて頂きたいと考えております。説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通りに決定いたしました。</p> <p>報告第15号、農地法第4条第1項第7号農地法の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番について事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書5ページをご覧ください。報告第15号。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。次の通り農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので、報告致します。令和6年8月8日、邑楽町農業委員会会長横山正行。</p> <p>番号1番。届出人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（追認）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては12ページを参照して下さい。</p> <p>以上、報告と致します。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番から3番まで事務局より一括して報告をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書6ページをご覧ください。報告第16号。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次の通り農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和6年8月8日、邑楽町農業委員会会長横山正行。</p>

会長（横山）	<p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては12ページを参照して下さい。</p> <p>続いて番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては同様に12ページを参照して下さい。</p> <p>続いて議案書7ページをご覧下さい、番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては同様に12ページを参照して下さい。</p> <p>以上、報告と致します。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第14回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和6年8月8日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>松島 章倫</u></p> <p>委員 <u>中村 政五郎</u></p>
--------	--